

通学路などの避難路等に面したブロック塀等の 撤去工事等に対して補助を行います

～ブロック塀等耐震化促進事業のお知らせ～

長浜市では、地震等の災害によるブロック塀等の倒壊被害を防止することを目的として、通学路などの避難路等に面するブロック塀等の撤去等に対し、補助を行います。

☆ 対象となるブロック塀等

長浜市内にあるブロック塀等で次の要件を満たすもの

- ① 通学路などの避難路等に面するもの。（避難路等については、【裏面参照】）
- ② 補強コンクリートブロック造又は組積造の塀に該当し、道路面からの高さが60cm以上のもの。
- ③ 耐震診断の結果、倒壊危険性があると判断されたもの
（建築基準法に違反していないものに限る。）

☆ 対象者

長浜市にある上記ブロック塀等の所有者又は当該ブロック塀の存する自治会の代表者で次の要件を満たす方が対象となります。

- ① 市税等の滞納がない方（固定資産共有分を含む）
- ② 対象工事について、国・県・市の他の制度による補助を受けていない方

☆ 補助の対象となる工事

申請した当該年度内に工事が完了する次の工事が補助の対象となります。

- ① ブロック塀等を道路面からの高さを60cm未満にする撤去工事
- ② ブロック塀等の耐震補強工事（安全性が確認できるものに限る。）
- ③ 撤去工事後の塀等の新設工事（一定要件あり【裏面参照】）

※1 上記①②の工事は、避難路等に面した全てを実施する必要があります。

※2 補助対象経費は上記①～③の合計額（長さ1m当たり8万円が上限）

※3 補助金交付決定までに着手（工事業者との契約）された場合は、この事業の対象となりませんので、ご注意ください。

☆ 補助金の額

補助対象経費の2/3（上限10万円）

☆ 申込期間

令和8年6月1日から令和8年6月30日まで

※申込み多数の場合は抽選とします。（先着順ではありません。）

☆ 申込み

事前に、長浜市建築課建築指導室 <長浜市役所2階>までご相談下さい。

お問合せは・・・長浜市 建築課 建築指導室
TEL 0749-65-6543



☆ 補助金交付の流れ

事前相談

書類等を確認し、補助の対象になるかどうかを確認させていただきます。
(図面、見積書、現況写真等をご持参ください。)

補助金交付申請書

「補助金交付申請書」および添付書類(設計図書・見積書等)を提出していただきます。

内容を審査し、補助金交付決定通知が届きましたら、工事の着手(契約)をして下さい。交付決定通知書の送付は6月末以降となります。(6月末時点で申込み多数の場合は抽選とさせていただきます。)

工事の内容や金額に変更がある場合は、「補助金交付変更承認申請書」を提出してください。

着手届

請負業者との契約ができれば、着手届を提出してください。

着手とは、請負業者との契約ができたことをいいます。

契約は、契約書や注文請書など、必ず書面にて行ってください。

※交付決定日前に契約されたものは補助の対象外となります。

ブロック塀等の撤去工事等の実施

実績報告書

工事完了後、「実績報告書」と添付書類を提出していただきます。

(実績報告は、申請した当該年度内に提出する必要があります。)

実績報告書を審査し、補助金の額が確定しましたら「補助金確定通知書」をお送りします。

補助金請求書

「補助金確定通知書」が届きましたら、「補助金交付請求書」に必要事項を記入し、提出して下さい。

その後、指定の口座に補助金が振り込まれます。

【避難路等とは】

- 通学路、住宅や事業所等から避難所へ通じる道路、緊急輸送道路等、避難所

【塀等の新設工事の要件】

- 道路面からの高さは1.5m以下とし、フェンス等の軽量なもの(高さが0.4m以下の部分を除く。)とすること
※ブロック塀の新設は建築基準法に適合するものであっても補助の対象とはなりません。
- 前面道路が建築基準法第42条第2項に該当する場合にあっては、同項の規定により道路とみなされるところには設置しないこと。

* 生垣にされる場合は、緑化推進事業をご利用ください。(担当部署：都市計画課)